

日時：令和元年9月2日（月）

15：30～17：00

場所：岐阜市役所 大会議室

出席：相談支援事業所等 12か所

居宅介護事業所 2か所

指定障害児通所支援事業所 8か所

医療型短期入所 3か所

訪問看護事業所 7か所

関係機関 11か所

基幹相談支援サテライト 4か所

（合計47か所、48名）

○検討テーマ・・・「医療的ケア児の支援について」

岐阜市在住の医療的ケア児の障がい福祉サービス等の利用状況等を情報共有した。保健・医療、福祉、教育の各分野の役割を確認するとともに、医療的ケア児への支援の充実に向けた関係機関の連携体制等について協議した。

【1. 医療的ケア児の現状について】

障がい福祉課より、医療的ケア児と重症心身障害児との違いを説明。障がい福祉課で把握している医療的ケア児は様々な医療的ケアを必要としているが中でも吸引、気管切開、経鼻経管栄養、胃ろうを必要としている児が多い。医療では訪問看護、訪問リハビリ、往診を利用している児は多いが、全員が利用しているわけではない。重症心身障がい児に該当しない医療的ケア児は約41%おり、療育手帳や身体障害者手帳を保持していない児が多数いる。医療的ケア児の約71%は児童通所支援事業の支給決定をしており、約81%が障がい福祉サービスを利用しているなど医療的ケア児の年代やサービス等種類ごとに人数等を明示した。市内の重症心身障害児を受け入れ可能な児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所、医療的ケア児をマッピングした地図を明示し、岐阜市の医療的ケア児をとりまく現状等について理解を促した。

【2. 意見交流（グループワーク）】

＜障がい福祉サービスについて＞

- ・居宅介護や短期入所など医療的ケア児を受け入れ可能な事業所が増えるとよい。
- ・歩行ができる医療的ケア児の障害児通所支援事業所の受け入れ先がなく困る。医療連携体制加算を活用していけるとよい。
- ・放課後等デイサービスは夕方遅くまで対応可能な事業所もあるが、成人して生活介護に移行するとほとんどの事業所で夕方遅くまで対応できないと言われる。家族の生活も考えていく必要があるのではないか。
- ・こういった会を通じて事業所側の意識の向上をしていけるとよい。

<関係機関の連携について>

- ・多職種で意見交換し、それぞれの立場を理解することが、連携につながる。継続して行っていけるとよい。
- ・教育について初めて知ることがあり、社会福祉制度についても理解が深まった。保健・医療、福祉、教育と連携して支援していくことが親の安心感にもつながる。連携する必要性を感じた。

<就園・就学について>

- ・歩行ができる医療的ケア児（酸素のみ、経鼻経管栄養のみで知的障害がない児）の就園（保育所・園、幼稚園）、就学先について相談できる場所があるとよい。→就学相談や教育相談だけでなく、エールでも可能。
- ・医療、福祉、教育と連携し、子どもにとって最良の環境を整えられるとよい。

【まとめ】

岐阜市の医療的ケア児の現状を知ることで、医療的ケア児についてより深く理解し、支援の必要性を共有、検討することができた。関係機関の役割を知り、連携していく必要性を話し合うことができた。事業所からは医療連携体制加算等を活用し、訪問看護事業所と連携して医療的ケア児を受け入れられるようにしたいという声もあった。就園、就学についても保健・医療、福祉、教育等関係機関が必要時連携して支援していくことが親の安心感につながるという意見もあった。医療的ケア児が成人し、サービスを切り替える際には、家族の生活にも配慮する必要があるとの課題もあがった。

関係機関からの問題提起が中心で解決に向けて、具体的に話し合いができなかったため、繰り返し話し合っていきたいという声があった。医療職からは多職種と話せる機会がとても有用であったという声も多かった。医療的ケア児・者の支援について今後も継続的に検討していく必要がある。

【当日の様子】

